

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年七月一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第八号

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和六年三月奈良県条例第四十号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。